

「伝統と文化」を尊重する教育活動について

—富山県南砺市立利賀中学校の民謡学習を通して—

An Educational Activity in Respecting "Tradition and Culture"
- The Traditional Folk Song Class
at the Toga junior high school, Nanto, Toyama -

梅谷千代子（東京家政大学児童学科）
菱田 隆昭（和洋女子大学）
岩川 眞紀（日本女子大学）

UMETANI Chiyoko
HISHIDA Takaaki
IWAKAWA Maki

はじめに

2006（平成18）年改正の教育基本法では、第1条「教育の目的」を実現するために第2条に5つの「教育の目標」が新設された。その目標の第5項に、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が明示されたのである。翌年改正された学校教育法第21条「義務教育の目標」第3項にも「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」との文言が加わったのである。

現在の小中学校における教育課程の基準となる2008（平成20）年告示の学習指導要領が、改正教育基本法を踏まえた改訂であったため、各学校では各教科、道徳、総合的な学習の時間など様々な教育活動の中で、「伝統と文化」を尊重する教育活動が取り込まれるようになったのである。しかし、一方で子どもの関心・意欲に即さない形骸化した活動であったり、単発的で他の教科等との横の繋がりや学年段階の縦の繋がりが弱い活動であったり、それぞれの地域の伝統的行事、産業、施設、人材等の実態から、学校間に格差があったりすることが指摘されている（村上2015）のである。

筆者らは、これまで富山県南砺市利賀村における民謡の伝承と地域の活性化について、本学人間文化研究所および生活科学研究所の助成を受けた共同研究を行っており、「伝統と文化」を尊重する教育活動に大きな興味関心を抱いている。また、研究フィールドとしている南砺市立利賀小学校では、戦後間もない昭和20年代から民謡を学校教育に導入し、山間部の児童に郷土への誇りと自尊感情を育ませるとともに民謡公演を通して県内外の世界を知る機会としていたことを明らかにした（梅谷・菱田・岩川2014）。利賀小学校の卒業生が進学する南砺市立利賀中学校では、「広い視野で郷土を見つめ…日本や利賀の文化や伝統を堂々とギリシャの人に伝えよう」という目的をもって、隔年で演劇の盛んなギリシャ・デルフィへの訪問を実施し、自国及び郷土の文化を通じた国際交流活動を実施している（南砺市2016）。利賀中学校における総合的な学習の時間で実施されている民謡学習は、改正教育基本法以前から同校に継承される「伝統と文化」を培う教育活動であり、今日の「伝統と文化」を尊重する教育活動に示唆を与えてくれるのではないかと考える。

また、「伝統と文化」を尊重する教育活動は、学校生活のあらゆる場面と関連しているため、教職課程に

においても教職及び教科のあらゆる科目の中で、関連内容を取り入れ、教材化できる可能性を持っていると考える。つまり、「伝統と文化」を尊重する教育活動についての研究は、教員養成におけるカリキュラム開発や教育方法における基礎研究となる意味を有しているのである。

そこで、本稿では「伝統と文化」を尊重する教育の意義を探ると共に、現行学習指導要領の中に「伝統と文化」に関わる内容等がどのように記述されているのかを整理したうえで、富山県南砺市立利賀中学校における民謡学習の分析を試みたい。

1. 「伝統と文化」を尊重する教育活動の意義

(1) 「伝統と文化」を尊重する教育の背景

「伝統と文化」を尊重する教育は、前述した改正教育基本法に依るところが大きい、その背景として急激に進むグローバル化の影響がある。グローバル化は、様々な面での国際競争力を加速させる一方で、異文化共存や国際協力の必要性を増大させている。このような国際社会の中で活躍する日本人を育成するには、自国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、「グローバル化社会の中で、自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存することができる」（平成20年1月中教審答申）と考えられているのである。

また、他の先進国に比べ、自己肯定感の低さや将来への不安が高い日本人青年の姿があり、「伝統や文化についての深い理解は、他者や社会との関係だけではなく、自己と対話しながら自分を深めていく上でも極めて重要」（同前）とされている。そこで、「伝統と文化」を尊重する教育は、①国際社会において重要な役割と交流を推進する日本人としての資質形成、②自己をみつめ自己の生き方を深める、といった大きな意義を見出すことができよう。

(2) 「伝統と文化」を尊重する教育の先行研究

今日各学校では「伝統と文化」についての様々な実践が試行されるとともにその積み重ねが図られている。それに先立ち、国立教育政策研究所が平成20年度に委嘱した「我が国の伝統文化を尊重する教育に関する実践モデル事業」のモデル校（小学校49校、中学校28校）の実態を安野功（2009）が整理紹介している。安野は研究主題に共通する傾向として、小学校では「豊かな心」、中学校では「守る、受け継ぐ」をキーワードとしている学校が多いとしている。また、中心に取り扱う主な題材として、小・中学校共に高い割合を示しているのが「伝統音楽」と「祭り・郷土芸能」であった。「昔から伝わる遊び」「伝統工芸」は小学校で扱う割合が高いが、中学校では極僅かであり、「伝統的な言語文化」も同様であった。

表1-1 中心に取り扱う主な題材

題材	俳句 短歌 民話 百人一首	祭り 神楽・能 狂言 舞踊	童歌 邦楽 和太鼓 琴・三味線	郷土料理 和菓子 和装	武道 相撲 剣舞 柔道	将棋 囲碁 折り紙 伝承遊び	竹細工 陶芸 友禅 金箔・和紙	茶道 華道
小学校	8	14	17	5	4	11	7	6
中学校	1	8	15	4	3	0	1	5

（中村哲編『伝統や文化に関する教育の充実』32～33頁から一部改め転載した）

各学校ではどのような視点から「伝統と文化」の教育に関する教育課程を編成し、教育活動を展開するべきかを梶井貢（2010）は東京都教育委員会の資料（2005）を基に述べている。①学校全体で組織的に取り組むこと、②伝統・文化に関わる従来の教育実践を生かすこと、③伝統・文化に関わる学びをつなげ深める

こと、④身近な内容から入ること、⑤子どもが背景を理解し、実生活との関わりを考えることができるようにすること、⑥教員自身が伝統・文化に興味・関心をもち、その価値を理解することの6つを挙げている。

「伝統と文化」を尊重する教育について、子どもの関心・意欲に即さない活動や単発的なイベントになっていることが指摘されているが、梶井の指摘のように教職員の共通理解の下に、学校としての統一性のとれた全体計画を策定することが必要となる。そこで初めて児童生徒は伝統・文化に当事者意識を持つことが可能となり、保護者・地域住民の協力も得やすくなる。自校らしい地域に根差した特色ある活動を創造しなければ、児童生徒には借り物の活動であり、その意義や価値が内面化されず、単発的なイベントに終始してしまう。きっかけは単発的な活動であっても、そこから単元指導計画へまとまりをもたせ、振り返りをしながら、実生活との関連を考えたり、知識だけではなく技能や態度として体に身に付けたりする活動を組み込むことで、魅力ある活動にしていくことが求められているのである。

2. 中学校学習指導要領にみる「伝統と文化」を尊重する教育

(1) 各教科に示された「伝統と文化」を尊重する教育

改正教育基本法及び学校教育法を踏まえた現行の学習指導要領では、各教科・領域にわたって「伝統と文化」に関する内容が明示されている。まず、各教科にみられる実際の記述をまとめたものが、表2-1である。数学・理科を除く7教科の広い範囲にわたっての関連記述があり、様々な教育活動を実践できる可能性をもっている。

表2-1 中学校学習指導要領「各教科」にみる伝統・文化に関わる記述一覧

教科	目標 (○)、内容・内容の取扱い (●)、指導計画の作成と内容の取扱い (□)
国語	<p>●第1学年〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕</p> <p>(1)ア伝統的な言語文化に関する事項(ア)文語のきまりや訓読の仕方を知り、古文や漢文を音読して、古典特有のリズムを味わいながら、古典の世界に触れること</p> <p>(1)ア(イ)古典には様々な種類の作品があることを知ること</p> <p>(2)書写に関する次の事項について指導する</p> <p>ア字形を整え、文字の大きさ、配列などについて理解して、楷書で書くこと</p> <p>●第2学年〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕</p> <p>(1)ア伝統的な言語文化に関する事項(ア)作品の特徴を生かして朗読するなどして、古典の世界を楽しむこと</p> <p>(1)ア(イ)古典に表れたものの見方や考え方に触れ、登場人物や作者の思いなどを想像すること</p> <p>(2)書写に関する次の事項について指導する</p> <p>ア漢字の行書とそれに調和した仮名の書き方を理解して、読みやすく速く書くこと</p> <p>イ目的や必要に応じて、楷書又は行書を選んで書くこと</p> <p>●第3学年〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕</p> <p>(1)ア伝統的な言語文化に関する事項(ア)歴史的背景などに注意して古典を読み、その世界に親しむこと</p> <p>(1)ア(イ)古典の一節を引用するなどして、古典に関する簡単な文章を書くこと</p> <p>(2)書写に関する次の事項について指導する</p> <p>ア身の回りの多様な文字に関心を持ち、効果的に文字を書くこと</p> <p>□2(1)〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕ア知識をまとめて指導したり、繰り返して指導したりすることが必要なものについては、特にそれだけを取り上げて学習させることにも配慮すること</p>

	<p>□3(2)教材は、次のような観点に配慮して取り上げること キ我が国の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それらを尊重する態度を育てるのに役立つこと</p>
<p>社会</p>	<p>○広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う</p> <p>〔地理的分野〕 ●(2)ウ日本の諸地域(カ)生活・文化を中核とした考察 地域の伝統的な生活・文化に関する特色ある事象を中核として、それを自然環境や歴史的背景、他地域との交流などと関連付け、近年の都市化や国際化によって地域の伝統的な生活・文化が変容していることなどについて考える</p> <p>〔歴史的分野〕 ○(1)歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる (2)国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる</p> <p>●(1)歴史のとらえ方イ身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め、歴史の学び方を身に付けさせる</p> <p>□(1)カ日本人の生活や生活に根差した文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなどして具体的に学ぶことができるようにすること</p> <p>□(3)エ考古学の成果を活用するとともに、神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること</p> <p>〔公民分野〕 □(2)ア(イ)「我が国の伝統と文化」については、歴史的分野における学習の成果を生かして特色あるものを扱うこと</p>
<p>音楽</p>	<p>〔第1学年〕 ●A 表現(4)イ歌唱教材(ア)我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの (イ)民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの</p> <p>●B 鑑賞(1)ウ我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴から音楽の多様性を感じ取り、鑑賞すること (2)鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切なものを取り扱う</p> <p>〔第2及び3学年〕 ●A 表現(4)イ歌唱教材(ア)我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの (イ)民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの</p> <p>●B 鑑賞(1)イ音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて理解して、鑑賞すること ウ我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴から音楽の多様性を理解して、鑑賞すること (2)鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のね</p>

	<p>らいに適切なものを取り扱う</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 2 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すること</p>
美術	<p>●〔第1学年〕B鑑賞(1)イ身近な地域や日本及び諸外国の美術の文化遺産などを鑑賞し、そのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化に対する関心を高めること</p> <p>○〔第2学年及び第3学年〕(3)自然の造形、美術作品や文化遺産などについての理解や見方を深め、心豊かに生きることと美術とのかかわりに関心をもち、よさや美しさなどを味わう鑑賞の能力を高める</p> <p>●B鑑賞(1)ウ日本の美術の概括的な変遷や作品の特筆を調べたり、それらの作品を鑑賞したりして、日本の美術や伝統と文化に対する理解と愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違と共通性に気づき、それぞれのよさや美しさを味わい、美術を通じた国際理解を深め、美術文化の継承と創造への関心を高めること</p> <p><input type="checkbox"/> 2(1)エ表現の材料や題材については、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること</p>
保健 体育	<p>〔体育分野 第1学年及び第2学年〕●F武道(1)次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となる技ができるようにする ア柔道 イ剣道 ウ相撲</p> <p>(2)武道に積極的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、禁じ技を用いないなど健康・安全に気を配ることができるようにする</p> <p>(3)武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする</p> <p>〔体育分野 第3学年〕●F武道(1)次の運動について、技を高め勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、得意技を身に付けることができるようにする ア柔道 イ剣道 ウ相撲</p> <p>(2)武道に自主的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする事、自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにする</p> <p>(3)伝統的な考え方、技の名称や見取り稽古の仕方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする</p> <p>●内容の取扱い(1)カ F 武道の(1)の運動については、アからウまでの中から一つを選択して履修できるようにすること。なお、地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどその他の武道についても履修させることができること。また、武道場などの確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全の確保に十分留意すること</p>
技術・ 家庭	<p>〔家庭分野〕●3内容の取扱い(2)ウ(3)のイについては、調理実習を中心とし、主として地域又は季節の食材を利用することの意義について扱うこと。また、地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うこともできること</p> <p>(3)ア(1)のアについては、和服の基本的な着装を扱うこともできること</p>
外国 語	<p><input type="checkbox"/> (2)教材は、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力を総合的に育成するため、実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮したものを取り上げるものとする。その際、英語を使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化や自然科学などに関するものの中から、生徒の発達の段階及び興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げるものとし、次の観点に配慮する必要がある</p>

	□(2)イ外国や我が国の生活や文化についての理解を深めるとともに、言語や文化に対する関心を高め、これらを尊重する態度を育てるのに役立つこと
--	---

(文部科学省編『中学校学習指導要領』平成20年より作成した)

(2) 道徳、総合、特活に示された「伝統と文化」を尊重する教育

各教科以外の領域において「伝統と文化」を尊重する教育に関わる記述を整理する(表2-2)。まず「道徳」であるが、道徳の時間を要しながらも学校における教育活動全体を通して行うものであるため、第1章総則及び第3章道徳にその記述があるが、総合的な学習の時間、特別活動には「伝統・文化」についての目立った記述はない。

表2-2 中学校学習指導要領「道徳」「総合」「特活」にみる伝統・文化に関わる記述一覧

領域	目標 (○)、内容・内容の取扱い (●)、指導計画の作成と内容の取扱い (□)
道徳	<p>〔第1章総則〕2 (前略) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする</p> <p>〔第3章道徳〕 ●4(8)地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める</p> <p>4(9)日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する</p> <p>□3(3)先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと</p>
総合	なし
特活	□3入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

(文部科学省編『中学校学習指導要領』平成20年より作成した)

中学校学習指導要領において、「伝統や文化」に関わる記述は圧倒的に各教科に偏っていた。しかし、実際の活動は、どこの時間で実施されているのであろうか。前述の安野(2009)によると、実際には小中学校ともに高い割合を示しているのが、総合的な学習の時間と音楽であった。総合的な学習の時間においては、中学校学習指導要領に「地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動」という例示があり、各学校ではこの中で「伝統と文化」を尊重する教育活動を導入しやすいと考えられる。また、音楽は、長い間親しまれてきた唱歌や地域の童歌、日本の歌などを従来から教材としていたり、和楽器の演奏を鑑賞教材としていたりした教科であるため、「伝統と文化」に関わる活動を取り扱いやすいのではないかと考える。

特別活動では、小学校で扱う割合が高いものの、中学校ではさほど多くはない。これは学習活動の例示が、小学校では地域の人々の暮らしや伝統文化に関する学習活動とされているが、中学校では職業や自己の将来に関する学習活動と記されているためと思われる。国語、社会、図画工作(美術)についても、小学校で扱われる割合が高く、中学校では極僅かとなっている。中学校になると各教科の内容自体にボリュームができ、小学校ほど扱いにくくなるためであると考えられる。

表2-3 教育課程への位置付け

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工 美術	家庭	技術・ 家庭	体育	道徳	特活	総合	外国
小	12	14	2	1	18	18	7	4	-	6	8	22	49	4
中	1	2	1	1	-	9	1	-	7	4	3	4	15	0

(中村哲編『伝統や文化に関する教育の充実』33頁から一部改め転載した)

3. 南砺市立利賀中学校の民謡学習

(1) 利賀中学校の概要

利賀中学校は、岐阜県に隣接した五箇山地方の一つである南砺市利賀村唯一の中学校であり、市立利賀小学校及び社会教育施設が併置された複合教育施設アーク内に設置されている。2016（平成28）年度の在籍生徒は、1年生が4名、2年生が2名、3年生が7名の全13名で、内訳は男子3名、女子10名である。生徒全員が就学前教育段階から共に学校生活を送り、南砺市の学校教育目標「ふるさとを誇りに思い、未来を切り拓くなんとっ子～幼・保小中の12年間を見通した教育の実現を目指して～」を具現化しているような中学校である。

また、同校は1947（昭和22）年4月の開校時から利賀小学校を併設し、昭和20年代には2分校（坂上、百瀬川）及び3冬季分校（庄川、高沼、大勘場）を有していた。1962（昭和37）年、統合校舎と寄宿舎（星雲寮）を完成させたが、富山県内でも雪深い山間部に位置しており、1966（昭和41）年には第15回全国へき地教育研究大会の会場にもなった。1998（平成10）年アークの完成と共に現在地に移り、2004（平成16）年町村合併により南砺市立利賀中学校となった。

校訓に「自主・創造・協同」を掲げ、学校教育目標に「豊かな心と自主自律の強い意思をもつ生徒（豊かな心）、課題をもち真理を探究する生徒（確かな学力）、健康の保持増進に努め心身を鍛える生徒（たくましい体）」を定めている。

(2) 平成28年度総合学習「利賀村の伝統芸能を学ぼう」

利賀中学校における民謡学習「利賀村の伝統芸能を学ぼう」は、今年度の同校の総合的な学習の時間のテーマでもあった。学習のねらいは、「①郷土に古くから伝わる民謡を歌ったり、踊ったりすることにより、郷土理解を深め、ふるさとを愛しふるさとのよさを守ろうとする態度を育てる。②自信をもって郷土の伝統芸能を他に紹介しようとする態度や表現力を身に付ける」である。また、観点別の身に付けたい能力（課題追究能力・表現力）・態度（関心意欲含む）をまとめたのが、表3-1である。

表3-1 民謡学習における観点別能力・態度

観点	身に付けたい力や態度
関心・意欲・態度	・見通しをもって民謡学習に取り組み、利賀の民謡を習得することができる。 ・利賀の民謡を習得することを通して、利賀村のよさを感じ、伝統芸能を継承していこうとする意識を高める。
課題追究能力	・講師の先生のアドバイスを素直に取り入れたり、視聴覚機器を効果的に活用したりして、民謡学習に取り組むことができる。
表現の技能	・利賀の民謡を表情豊かに踊ったり、演奏したりすることができる。 ・相手を意識した美しい発表をすることができる。

(平成28年度民謡学習リーフレットより作成した)

これら学習のねらいを達成するための演目は、「古大臣」と「麦屋節」である。全校生徒が舞踊担当と演奏担当（地方）に分かれ、さらに前者は男踊り、女手踊り、女笠踊り、後者は三味線、太鼓、唄のパートに分かれた。教員は、舞踊担当が3名で、演奏担当が2名の5名体制で臨んでいる。利賀村むぎや節保存会会員4名（野原哲二、笠野千尋、岩腰悦子、関勝美）が講師として、専門的な指導にあっている。

10月30日開催予定の学習発表会「金剛祭」の舞台から逆算して、練習が開始されたプログラムとなっている。学習計画の詳細は、表3-2に示した通りである。

表3-2 学習計画

回	日・時程	ねらい	主な学習内容	場所
1	7月19日（火）	・学習計画を立て見通しをもつ ・踊りの基本を習得できる	・開講式 ・基本の動作や音程を身に付ける	各場所
2	13:50~15:40			
3	9月6日（火）	・踊りの要を習得できる ・細部に留意して活動する	・姿勢、目線、手・腰・笠の高さ、指先、足の運び等に留意する	各場所
4	13:50~15:40			
5	9月13日（火）	・踊りの要を習得できる ・細部に留意して活動する	・姿勢、目線、手・腰・笠の高さ、指先、足の運び等に留意する	各場所
6	13:50~15:40			
7	9月20日（火）	・全員がそろうように踊る	・立ち位置等を考え、全員の動きやタイミングを合わせる	各場所
8	13:50~15:40			
9	9月27日（火）	・全員がそろうように踊る	・立ち位置等を考え、全員の動きやタイミングを合わせる	各場所
10	13:50~15:40			
11	10月11日（火）	・より美しい民謡に仕上げる	・曲想に合わせた、しなやかな動きや力強い動き	各場所
12	13:50~15:40			
13	10月20日（木）	・より美しい民謡に仕上げる	・通し練習 ・曲想に合わせた、しなやかな動きや力強い動き	ホール
14	13:50~15:40			
15	10月25日（火）	・小学生と地方を合わせる	・最終リハーサル ・出入りの要領やタイミングをつかむ	ホール
16	13:50~15:40			
17	10月30日（日） 13:00~13:25	・表情豊かに踊ったり、演奏したりすることができる。	・学習発表会「金剛祭」	ホール

※活動場所は、武道場、オープンスペース、体育館を使用

（平成28年度民謡学習リーフレットより作成した）

生徒は、第1回目の活動時に「学習カード」に「私の目標」として、今年度の民謡学習で「がんばりたいことやできるようになりたいこと」を記入し、毎回の活動終了後に「成果と課題・感想」及び次回の「目標」を書き、担任教員へ提出している。担任教員は、それをチェックして次の活動時に「学習カード」を返却し、生徒は金剛祭終了後に「民謡学習を終えて」といった自己評価を実施すると共に1・2年生は、次年度へ向けての目標を設定している。

民謡学習は、男子生徒の人数減や地方に迫力を出すため、実際には小学6年生にも協力を求め行われていた。過疎地域の小規模校が直面する生徒減といった問題を、小学校との接続あるいは地域の協力といった全校的な取り組みとすることでカバーしようとしている。その際、郷土の民謡学習は利賀村を貫くテーマとして大変有効と思われる。また、10月2日から9日までの日程でギリシャを訪れていた2・3年生は、デルフィの中学生へ民謡を披露すると共に技術指導を通して国際交流を行っている。

おわりに

「伝統と文化」を尊重する教育は、道徳の時間はもとより各教科、総合的な学習の時間及び特別活動など

学校の教育活動全体を通して行うものであるため、学校としての全体計画を策定することが必要となる。また、各教科、領域での内容・指導事項等がかなり多岐にわたっているため、全体計画に基づいて教科・領域間等の有機的関連を図らないと、単発的で関連性のない活動となってしまうがちである。

利賀中学校の民謡学習は、①特色ある郷土の伝統・文化を活動としている、②従来から実施している教育活動や小学校での活動を継続発展させている、③技能や態度として体に身に付くものを組み入れている、④民謡の背景となる地域文化も事前学習に取り込んでいる、⑤地域の方々や外国の方々へ伝える活動を組み込んで、伝える相手を意識した教育活動としている、⑥保護者や地域の方々の全面的な協力・人材活用の体制ができているなどの要因に支えられていることが明らかになった。これらの要因が、「伝統と文化」を尊重する教育活動を進めるうえで重要となってくるのではないだろうか。

また筆者らは、各々勤務校において教職課程に関わる科目を担当し、教員養成に携わっている。梅谷・岩川は各々「幼児体育」を担当する中で、学生が実際に民謡を踊る際の体の動きの習得や民謡を教材化した指導方法の開発を目指している。菱田は「教育原理」「教育課程論」を担当するにあたり、教育の目標や学習指導要領を「伝統と文化」の側面から捉え直し、中学校及び大学教職課程における「伝統と文化」を尊重する教育のカリキュラム開発を目指している。本研究が、各々の基礎的研究となったので、各担当科目とのさらなる関連を図ることを課題としたい。

引用・参考文献

- ・村上尚徳「各教科等における伝統や文化に関する学習活動の充実」（文部科学省編『初等教育資料』933号、東洋館出版社、2015）2頁。
- ・梅谷千代子・菱田隆昭・岩川真紀「富山県南砺市利賀村における民謡の伝承と地域の活性化に関する研究－上利賀地区、利賀中央地区盆踊り－」（『比較文化史研究』第15号、比較文化史学会、2014）50～51頁。
- ・南砺市中学生ギリシャ友好訪問団編『ギリシャ・デルフィ訪問のしおり』（南砺市、2016）1頁。
- ・中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」（2008）（文部科学省ホームページ <http://mext.go.jp/a-menu/shotou/new-cs/news/20080117.pdf>）
- ・安野功「伝統・文化に関する教育の動向と課題」（中村哲編『伝統や文化に関する教育の充実 その方策と実践事例』教育開発研究所、2009）30～33頁。
- ・梶井貢「特色ある教育課程の編成と教育活動の展開－自校のねらいを明確にして－」（『道徳と特別活動』2010年12月号、文溪堂、2010）12～15頁。
- ・東京都教育委員会編『日本の伝統・文化理解教育入門』東京都、2005。
- ・南砺市立利賀中学校ホームページ <http://toga-jhs.7014.info/>
- ・梅谷千代子・菱田隆昭・岩川真紀「富山県南砺市利賀村の伝統文化の伝承と地域の活性化に関する研究－子どもの育ちを中心に－」（『東京家政大学生生活科学研究報告』第38集、2015）1～5頁。
- ・リーフレット「平成28年度民謡学習『利賀村の伝統芸能を学ぼう』」南砺市立利賀中学校、2016。
- ・山口大学大学院編『教育におけるグローバル化と伝統文化』建帛社、2014。
- ・人間教育研究協議会編『伝統・文化の教育』金子書房、2008。
- ・『中学校学習指導要領』文部科学省、2008。
- ・『中学校学習指導要領解説総則編』文部科学省、2008。

謝辞 利賀中学校の民謡学習及び学習発表会「金剛祭」の見学にあたり、広瀬里志校長先生をはじめ諸先生方、生徒の皆さん、地域の皆様には大変お世話になりました。ここに謹んで感謝申し上げます。